

平成30年7月豪雨災害の現状について（第1報）

1 人的・物的被害の状況（9/24 現在）

(1) 人的被害

区分	人数	備考
死亡	25名	天応12名，吉浦3名，安浦4名，中央2名，阿賀1名，音戸2名，蒲刈1名
負傷	22名	重傷5名，軽傷17名

※ 負傷者数は，豪雨災害の直接起因による人数（7/6～8）

(2) 家屋の被害状況（9/24 18:00 現在） 【別紙参照】

全壊	大規模損壊	半壊	一部損壊	床下浸水	計
303	129	727	1,168	721	3,048

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

(3) 公共施設等の被害状況（8/1 現在）

区分	被害施設数・箇所数等	主な被害施設等
① 公共施設（学校，福祉，環境衛生，産業振興施設等）	63 施設	天応市民センター，天応中学校，安浦中央保育所，呉市斎場，グリーンピアせとうち
② インフラ	1,061 箇所	
公園	13 箇所	二級峡公園，串山公園
土木施設（道路・河川等）	371 箇所	市道内海市原線，真光寺橋
農林施設（農道・林道等）	341 箇所	農道豊浜大橋線，林道郷原野呂山線
港湾・漁港施設	24 箇所	川原石第1物揚場，仁方川尻新開護岸
上下水道施設	312 箇所	二級水源地，柳迫第一ポンプ所
③ 普通財産	17 施設	山林（苗代町，豊浜町，川尻町）

2 避難指示等の状況

(1) 現在発令中のもの

避難指示等	発令日時	地域
避難準備・高齢者等避難開始	9/10 1:00	安浦町大字中畑のうち市原地区

(2) 避難勧告等の発令基準の特例運用の地区

地区・町名		土砂災害	洪水災害
吉浦	吉浦新出町	○	—
音戸	音戸町先奥3丁目	○	—
安浦	安浦町大字中畑	○	○
	安浦町中央北1丁目，安浦町中央1～5丁目，安浦町内海北1～4丁目，安浦町内海南1丁目	—	○

3 避難所・仮設住宅等に係る状況（9/24 10:00 現在）

(1) 避難所

	避難所数	避難世帯数	避難者数	備考
現状	1 施設	3 世帯	4 人	安浦まちづくりセンター
(参考) 最大	134 施設	409 世帯	1,418 人	7 / 9 時点

(2) 仮設住宅等の状況

住宅の種類		入居決定世帯数	備考
公営住宅等		45 世帯	市営 34, 県営 10, 民間社宅（中国電力） 1
応急仮設住宅	借上げ型	149 世帯	民間借上住宅
	建設型	61 世帯	天応 40, 安浦 21
合計		255 世帯	

4 交通機関及び道路の状況

(1) 規制中の交通機関（9/24 現在）

	種別	路線名	区間	状況	復旧
主要な交通機関	鉄道	JR 呉線	三原～安浦	運転見合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年1月中旬に運転再開予定 ・代行バスの運行 三原駅～広駅間各駅停車
			安浦～安芸川尻	運転見合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・11月中旬に運転再開予定 ・代行バスの運行 三原駅～広駅間各駅停車
			安芸川尻～広	運転見合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・10月14日に運転再開予定 ・代行バスの運行 三原駅～広駅間各駅停車
	陸路	広島電鉄	吉浦天応線	呉駅前～東畑間運休	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の便を除いて天応福浦・かるが西～呉駅前間を折り返し運行 ・9月28日始発便から通常運行予定
			クリアライン線	臨時輸送運行	<ul style="list-style-type: none"> ・広島バスセンター～国道2号・仁保IC・広島大橋～国道31号～呉駅前 ・9月28日始発便から通常運行予定
	陸路	さんようバス	とびしまライナー	呉駅前～広島バスセンター間運休	<ul style="list-style-type: none"> ・沖友天満宮～呉駅前間を折り返し運行 ・9月28日始発便から通常運行予定
生活バス	陸路	安浦地区生活バス		中畑上～原畑下間運休	通常運行（一部迂回，迂回に伴うダイヤ変更）
	陸路	倉橋地区生活バス	大向・重生線	西宇土～重生間運休	桂浜温泉館～西宇土間を折り返し運行 大向～重生間を電話予約によるデマンド運行

(2) 規制中の道路（9/25 9:00 現在） 【別紙参照】

広島呉道路（クリアライン）呉IC～坂北IC間 9月27日15時 通行止め解除予定

5 ボランティアの状況（9/24） 【別紙参照】

- ・参加人数（くれ災害ボランティアセンター及び現地受付分）
9/24の参加人数：336名（7/10からの累計：34,554名）

り災証明申請書受付・発行件数

9月24日 18時現在

月日	曜日	申請書受付件数																			証明書 発行件数	
		種別	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊		合計
7月11日(水) ~9月23日(日) までの累計	証明	623	88	50	172	313	55	23	531	240	48	31	188	211	201	46	1,077	52	14	3,963	4,075	
	届出	221	34	10	26	122	18	8	266	84	18	7	67	76	70	4	685	3	3	1,722	1,721	
	計	844	122	60	198	435	73	31	797	324	66	38	255	287	271	50	1,762	55	17	5,685	5,796	
9月24日	月	証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月25日	火	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月26日	水	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月27日	木	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月28日	金	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月29日	土	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月30日	日	証明																			0	
		届出																				0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	証明	623	88	50	172	313	55	23	531	240	48	31	188	211	201	46	1,077	52	14	3,963	4,075	
	届出	221	34	10	26	122	18	8	266	84	18	7	67	76	70	4	685	3	3	1,722	1,721	
	計	844	122	60	198	435	73	31	797	324	66	38	255	287	271	50	1,762	55	17	5,685	5,796	

(※)証明:「り災証明書」の交付申請 7月11日受付開始, 7月17日発行開始
届出:「り災届出証明書」の交付申請 7月14日受付開始, 7月17日発行開始

り災証明書申請現地調査について(財務部)

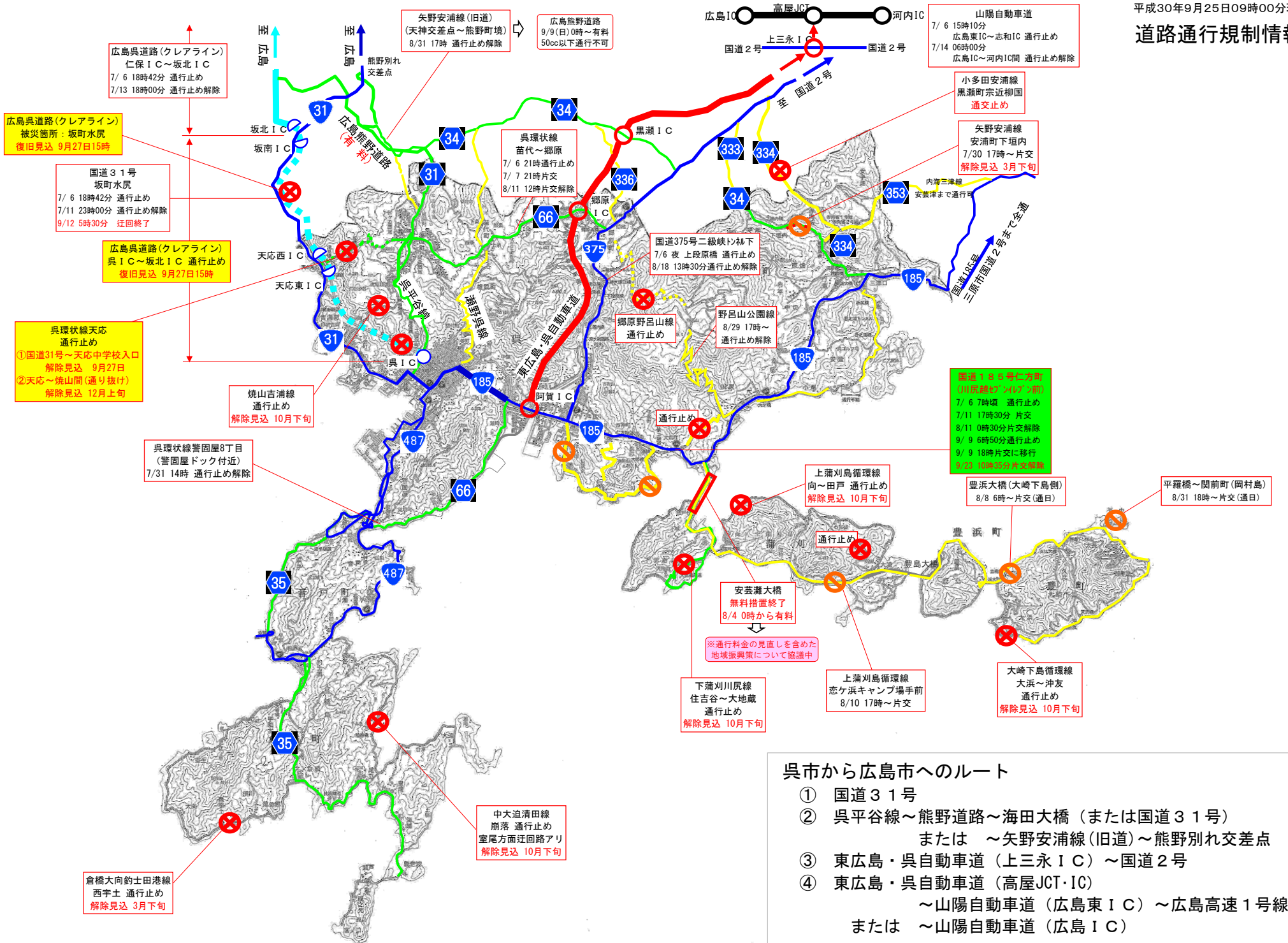
1 現地調査完了件数(9月24日 18時現在)

り災状況	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計	
建物	全壊	16	21	4	20	6	2	4	86	7		3	9	14	26	7	68	9	1	303
	大規模半壊	2	6		3	7			54	4			1	3	5	2	42			129
	半壊	22	12	7	17	22	5	4	163	25	1		21	39	23	2	359	4	1	727
	一部損壊	113	31	11	58	105	7	14	158	82	6	7	87	85	45	19	329	6	5	1,168
	床下浸水	17	16	7	66	140	5	6	112	54	2	6	44	33	44	3	157	3	6	721
	その他				2		1		1	1					5		1			11
	小計	170	86	29	166	280	20	28	574	173	9	16	162	174	148	33	956	22	13	3,059
土地	崩壊	33	4	13	14	7	7	5	4	23	4	2	12	19	25	6	10	7		195
	陥没	4	2		1	1		1		3	2	2	1	3	6	1	7	1		35
	埋没				1		2			3		2	1			1				10
	流出	6	2	1	6	7	4	1	2	6	6	4	4	5	14	2	12	2	2	86
	その他	21	6	15	15	7	9	1	12	30	11	5	15	31	35	8	88	20	1	330
	小計	64	14	29	37	22	22	8	18	65	23	15	33	58	80	18	117	30	3	656
その他	15	15	15	7	14		3	51	12	4		11	19	5	2	93	1		267	
合計	249	115	73	210	316	42	39	643	250	36	31	206	251	233	53	1,166	53	16	3,982	

2 調査体制等

日時	業務	班数	人員			備考
			市	派遣応援	計	
8月11日(土)	被害調査(現地)	3	9		9	
	被害調査(写真)	1	2		2	
	申請書受付・整理	1	2		2	
	情報入力	1	2		2	
	調査準備	1	2		2	
	証明書作成・交付	1	2		2	
	合計	8	19	0	19	

道路通行規制情報



呉市から広島市へのルート

- ① 国道31号
- ② 呉平谷線~熊野道路~海田大橋 (または国道31号)
または ~矢野安浦線(旧道)~熊野別れ交差点
- ③ 東広島・呉自動車道(上三永IC)~国道2号
- ④ 東広島・呉自動車道(高屋JCT-IC)
~山陽自動車道(広島東IC)~広島高速1号線
または ~山陽自動車道(広島IC)

くれ災害ボランティアセンター一定時報告

平成30年 9月25日(火)

1. ボランティア派遣内訳(直近3日間)

	9/24(月)			9/23(日)			9/22(土)		
	本部から派遣	現地受付	計	本部から派遣	現地受付	計	本部から派遣	現地受付	計
天応	2	78	80	3	144	147	3	160	163
安浦	0	128	128	0	208	208	0	162	162
広	0	6	6	1	5	6	0	40	40
阿賀	0	0	0	0	0	0	5	3	8
倉橋	6	14	20	8	11	19	0	0	0
音戸	60	22	82	76	24	100	58	22	80
中央地域及び本部周辺	0	20	20	0	20	20	0	24	24
合 計	68	268	336	88	412	500	66	411	477

※中央地域及び本部周辺には、運営を含む。

累計	34,554 人
-----------	-----------------

(9/24現在)

2. ニーズ(支援依頼:直近3日間)

	9/24(月)	9/23(日)	9/22(土)
受付件数	2 件	0 件	1 件
キャンセル等件数	0 件	0 件	0 件
完了件数	2 件	0 件	1 件

ニーズ総数 ①	1,222 件
キャンセル等件数 ②	215 件
ニーズ実数 ③(①-②)	1,007 件
完了件数 ④	842 件
ニーズ残数 ⑤(③-④)	165 件
完了率 ⑥(④/③)	83.6 %

(9/24現在)

平成30年9月26日
企 画 部

ふるさと納税を活用した災害支援について

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用した災害支援の寄附状況は、次のとおりです。

▼寄附の状況（8月末現在）

自治体	寄附件数	寄附金額	受付開始
呉市	3,190件	93,690千円	7月9日
(代理)鳥取県大山町	2,246件	38,712千円	7月10日
(代理)茨城県常総市	992件	20,398千円	7月13日
(代理)石川県加賀市	160件	4,135千円	8月7日
合計	6,588件	156,935千円	

目的

呉市内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧・復興を実現する。

(基本的な考え方)

次の事項に配慮しつつ、適正かつ確実な処理を実現

- 『安全』…市民の衛生環境や安全の確保を最優先とする
- 『スピード』…被災地の早期の復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行う
- 『経済性』…適正な分別による処理コスト削減、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進

県・市町の役割

市町	災害廃棄物の処理主体 (被災現場からの撤去～仮置場での選別等～処分)
県	各種情報の集約・情報提供 関係団体・機関との連携協力体制や広域的な処理に係る調整 市町の支援(処理計画策定、補助金申請等)

計画のポイント

★災害廃棄物発生量の精査(①)

- 「廃棄物混入土砂」については、県が示した土砂流出範囲と航空写真を照合するとともに、市内の土砂流出場所の漏れがないかを確認。さらに岩石、がれきの混入割合を設定し、土砂・岩石・がれき・流木のそれぞれの量を推計。
- 「家財系・解体系廃棄物」については家財系と家屋解体系についてそれぞれの発生量を推計し、設定された廃棄物種類別割合により種類別の発生量を整理した。

★具体的な処理の流れの整理(③・④)

- 住民用仮置場、一次仮置場、二次仮置場(土砂系と家財・解体系の2箇所)を設定し、各二次仮置場における処理フローについて具体的に示した。

★処理スケジュールの整理(⑤)

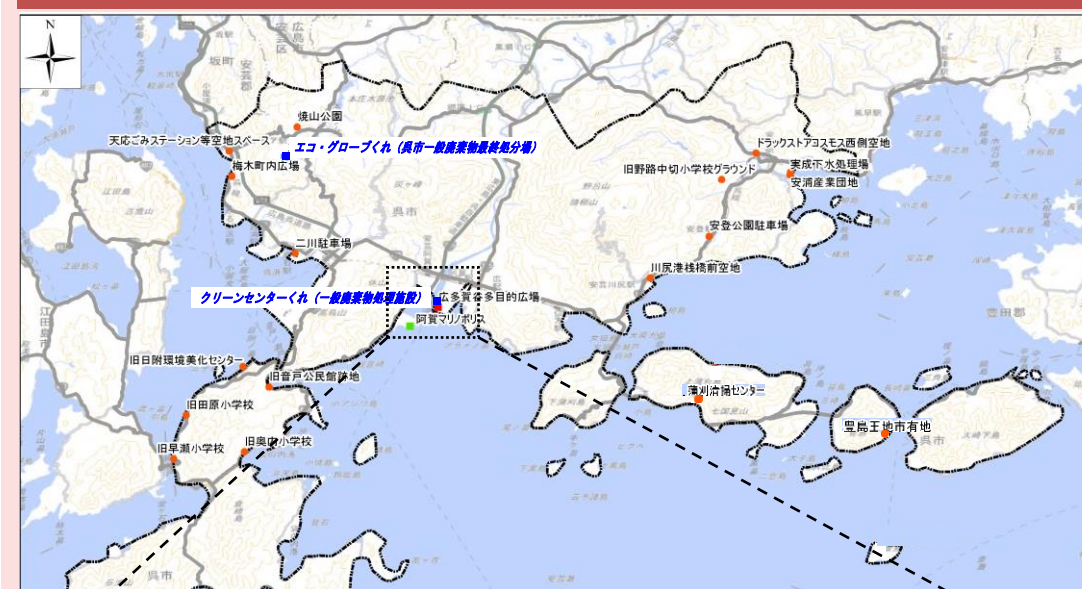
- 県基本方針(平成30年8月8日)に掲げた処理目標期間の達成に向け、呉市の具体的な処理スケジュールを取りまとめた。

①災害廃棄物の発生量

>市内広範囲に約56万tの災害廃棄物が発生し、そのうち約86%が廃棄物混入土砂、約14%が廃家財等及び建物解体廃棄物
>被災現場・一次仮置場の廃棄物を二次仮置場に集約して選別し、処分先に搬出

全体	562,700 t	内訳	土砂	429,000 t
廃棄物混入土砂(流木を含む)	485,700 t		岩石	48,100 t
廃家財等・建物解体廃棄物	77,000 t		がれき	3,600 t
			流木	5,000 t

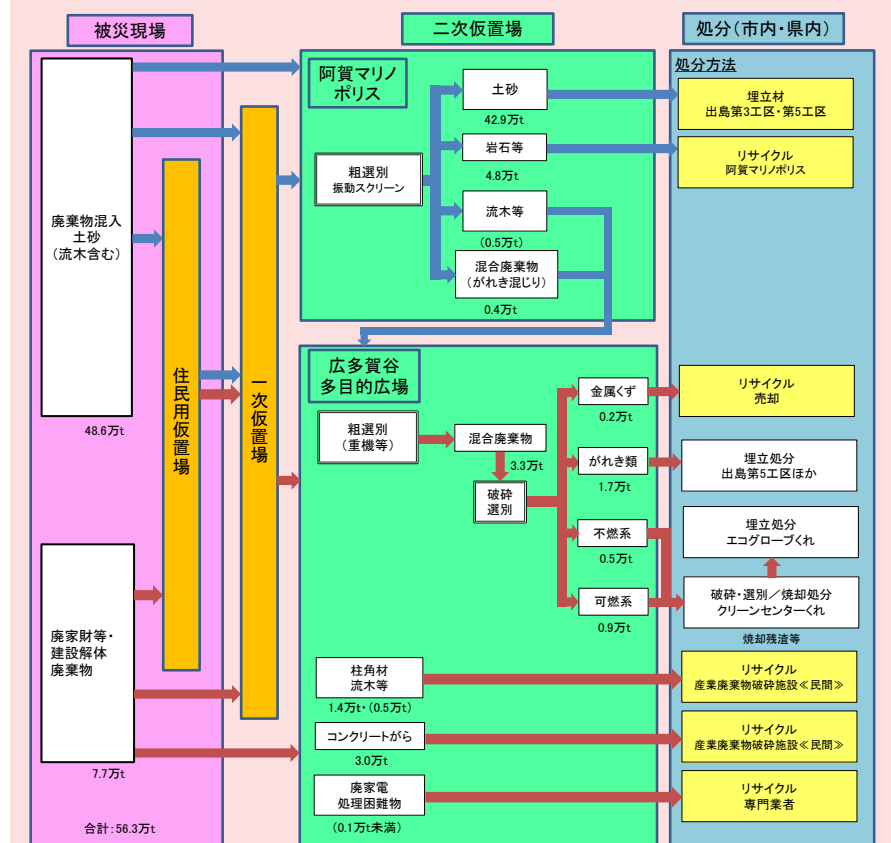
②仮置場の設置状況



③二次仮置場と処理の流れ



④災害廃棄物の処理フロー



⑤処理スケジュール

項目	工程	平成30年			平成31年			平成32年		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3
災害廃棄物等処理実行計画策定		策定								
被災現場(解体・片づけ、搬出・撤去)		片づけ済み								
住民用仮置場(搬出、撤去)										
一次仮置場(搬出、撤去)										
二次仮置場運用(廃棄物(粗選別、破砕・選別))										
二次仮置場運用(土砂系(粗選別、分別))										
処分(再利用、焼却等)										

- 住民用仮置場の解消 ⇒ 平成30年10月まで
- 一次仮置場の解消 ⇒ 平成30年12月まで
- ※解消の期限は地域の市民生活への影響を考慮した一応の期限であり各地域の実情に応じて柔軟に対応する。
- 災害廃棄物等の処理 ⇒ 平成31年12月まで

家庭から出た災害ごみの受入手続きが変わります。

家庭から出た災害ごみ（可燃ごみ等以外の畳、ふとん、粗大ごみ〔家具など〕、家電等を含む。）について、7月11日（水）から広多賀谷多目的広場で受け入れています。

引き続き家庭から出た災害ごみはお持ち込みいただけますが、10月1日（月）から搬入受付時に災証明書（写しでも可）又は呉市が発行した証明書（呉市発注の家屋撤去工事の場合）を提示していただくこととさせていただきます。

お手数ですが、適正な災害廃棄物処理のため、御協力をお願いいたします。

また、これまでどおり、事業によるごみは、受入れの対象としておりませんので、注意してください。

なお、10月1日（月）から災害による土砂・土のう（がれき・流木混じり土砂を含む。）は、阿賀マリノポリス地区内ストックヤードに受入場所が変わりますので、注意してください。

<広多賀谷多目的広場での家庭から出た災害ごみの受入れについて>

【受入時間】 9時00分～17時00分（※当分の間、土・日・祝も受け入れます。）

【受入物】 家庭から出た災害ごみ

※災証明書（写しでも可）を提示してください。

【受入場所】 下図参照



〔問合せ先〕

<家庭から出た災害ごみの受入れに関する事>

環境政策課 25-3302

<土砂の受入れに関する事>

土木維持課 25-3208

10月1日（月）から土砂の受入場所が変わります。

家庭から出た災害ごみ（可燃ごみ等以外の畳，粗大ごみ〔家具など〕，家電等を含む。）及び災害による土砂等は，7月11日（水）から広多賀谷多目的広場で受け入れてきましたが，このうち災害による土砂・土のう（がれき・流木混じり土砂を含む。）は，10月1日（月）から阿賀マリノポリス地区内ストックヤードに受入場所が変わります。

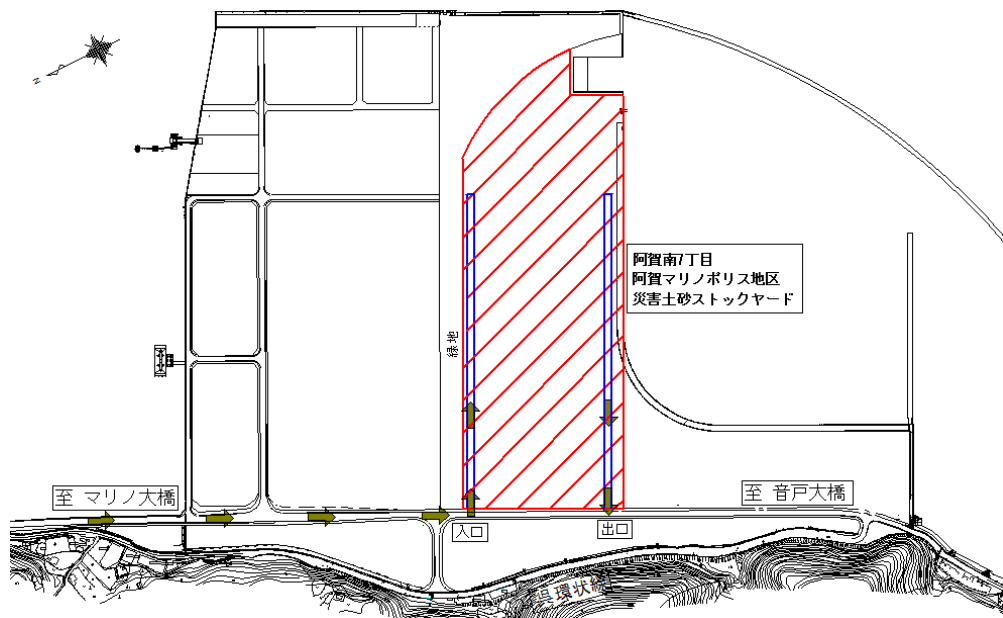
なお，流木や家庭から出た災害ごみについては，引き続き広多賀谷多目的広場で受け入れますので，御注意ください。

<阿賀マリノポリス地区ストックヤードでの土砂の受入れについて>

【受入日時】 8時00分～17時00分（※当分の間，土・日・祝も受け入れます。）

【受入物】 土砂・土のう（がれき・流木混じり土砂を含む。）

【受入場所】 下図参照



- 注意事項 (1) 搬入時に「災害土砂等搬入届」を記入・提出していただきます。
(2) 受入日時が変更となる場合があります。

〔問合せ先〕

<土砂の受入れに関すること>

土木維持課 25-3208

<家庭から出た災害ごみの受入れに関すること>

環境政策課 25-3302

平成30年9月26日
産業部観光振興課
都市部交通政策課

平成30年7月豪雨災害・観光復興イベントについて

広島呉道路（クレアライン）の復旧開通に伴い、風評被害により減少している観光客の増加・呉市の観光の復興を支援することを目的に、海上自衛隊呉音楽隊等の協力により大和ミュージアムにおいてミニコンサート等観光復興イベントを開催します。

■ミニコンサート

- 1 日 時 平成30年9月30日（日）13時30分～14時00分
- 2 場 所 大和ミュージアム1階大和ひろば
- 3 内 容 挨拶 呉市長，海上自衛隊呉地方総監部幕僚長
演奏 海上自衛隊呉音楽隊

※ ミニコンサートは，無料で鑑賞いただけます。

■観光物産展

- 1 日 時 平成30年9月30日（日）10時～（予定）
- 2 場 所 大和ミュージアムレンガパーク（正面玄関前）

■入館者特典

大和ミュージアムにおいて，戦艦「大和」または戦艦「長門」の特製ポストカードをプレゼントします。

また，呉市立美術館，入船山記念館においてもポストカードをプレゼントします。

■広島呉道路復旧開通式

- 1 日 時 平成30年9月27日（木）14時40分～14時55分
- 2 場 所 広島呉道路天応東料金所前

平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金を活用した 「ふっこう周遊割」に関する要件変更等について

平成 30 年 10 月 1 日（月）より、次のとおり要件等が変更されます。

【対象府県】

災害救助法指定 11 府県（※1）に、徳島県・香川県を追加。

※1 広島県，岡山県，愛媛県，福岡県，高知県，山口県，島根県，鳥取県，兵庫県，
京都府，岐阜県

※2 「観光で西日本を元気に!!『11 府県ふっこう周遊割』」から
「観光で西日本を元気に!!『13 府県ふっこう周遊割』」に名称変更

【周遊旅行の促進】

区分	現行	変更後
対象要件	災害救助法指定の 11 府県において 2 府県以上かつ 2 連泊以上	13 府県において 2 連泊以上
割引上限額	6,000 円／人・泊	
その他	外国人を含めた旅行者の宿泊を促進するため、ホテル等での精算時に、宿泊施設が旅行者に対して予め割引を行った金額で宿泊を提供する「県が指定する宿泊施設における割引制度」の導入が国の要綱に明示された。 → 9/25,26 に広島県が宿泊事業者向け説明会を開催し、 宿泊施設に指定の意向がある場合に指定（※3）	

- ※3 ・「県が指定する宿泊施設」については、宿泊施設相互における連泊の確認が困難なことや、旅行者の事情によって 1 泊のみ宿泊となった場合には、支援要件を満たさないことから、割引額に相当する支援を受けられないなど、宿泊事業者にとってはリスクが生じる。
- ・指定宿泊施設に宿泊する場合は、利用宿泊数の上限なし。
(旅行者自身が申請する場合は、延べ 5 泊まで)

【ボランティアの活動促進】

区分	現行	変更後
内 容	被災地域においてボランティア活動を行う方が、県内で 2 泊以上の宿泊を行った場合、宿泊料金を割引	
	ボランティア活動 1 日に付き 1 泊の支援	ボランティア活動 1 日に付き 1 泊の支援に加え、ボランティア活動が伴わない宿泊も延べ 5 泊／人まで支援
割引上限額	6,000 円／人・泊	

【運用変更後の要件の適用時期】

以下のスケジュールで、関係 13 府県と連携して実施。

- (1) 宿泊予約開始日：9 月 21 日（金）の予約分から有効
- (2) 割引対象期間：10 月 1 日（月）～11 月 30 日（金）の宿泊まで有効
※但し、予算額に達した時点で終了する。
※運用変更前の制度は引き続き継続する。

被災農業者向け経営体育成支援事業

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨 被害対策の実施について

平成30年梅雨期（6月28日から7月8日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

Point

- 1 農業施設・機械の復旧を行い、農業経営を再開する農業者の方への支援です。
（※但し家庭菜園などは対象となりません。）
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（ビニールハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕，農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
※但し、農地法や建築基準法などの法令に違反しているものは対象となりません。
- 3 ビニールハウス内及び果樹棚下の土砂の撤去費用についても助成します。
- 4 被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。
（※但し以下のものが必要となります。）

- ① 施設の被害状況，作業を行った者，日付，費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書，納品書，請求書，領収書などの書類等

お問い合わせ先

呉市役所農林水産課

農業振興グループ ☎ 25-3318

被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

1 助成の対象要件

- 1 農地基本台帳に登録があり、販売農家であること。（自給的農家や家庭菜園は対象外）
- 2 営農を指定期間以上継続すること。（取組み内容で指定期間が異なります。）
- 3 取組み後、現状以上の営農目標を立て、3ヶ年以内に達成すること。
- 4 各種法令に違反していないこと。（農地法や建築基準法など）
- 5 原則、平成31年3月初旬までに事業完了できること。

2 助成の対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕
(例)：ビニールハウス、果樹棚、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチ、加工施設、
農業用施設（農機具倉庫等 但し違法建築の修理・再建は対象外）、畜舎、堆肥製造施設など
- (2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕
(例)：トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、米穀乾燥機、防除機など
モノラック・モノレール（但し、借地において農地法等に違反している農地での取組みは対象外）
- 施設の強度の向上や規模拡大等は可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。
- 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象になります。
- ビニールハウス等の施設は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となります。
- (3) ビニールハウス内及び果樹棚下の土砂混じりがれきの運搬・処理等
- 農地災害復旧事業とならない（5cm未満の堆積）場合に対象となります。
- (4) ビニールハウス等（果樹棚を含む）の施設の解体、廃材、処理等

※ 以下のものなどは対象となりません。

- 軽トラック・運搬車（トップカー）
- 農業生産・加工に必要な施設（販売に関する施設等）
- 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- 消耗品（農具・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- 汎用性が高く利用頻度の低い物（農業以外でも使用可能な機械・機具・物置等）

3 補助率（見込み）

2の助成の対象となる事業内容の(1)～(3)までは

事業費 × 9/10以内（国・県・市による支援の合計）

※ 但し、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて9/10以内、共済未加入の場合は8/10以内となります。

2の(4)については

施設の解体等については助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する(した)費用のうちいずれか低い額

4 申請期間

平成30年9月25日（火）～平成30年12月27日（木）

※ 但し、国の公募により申請期間が前倒しされることもありますので早めの申請をお願いします。